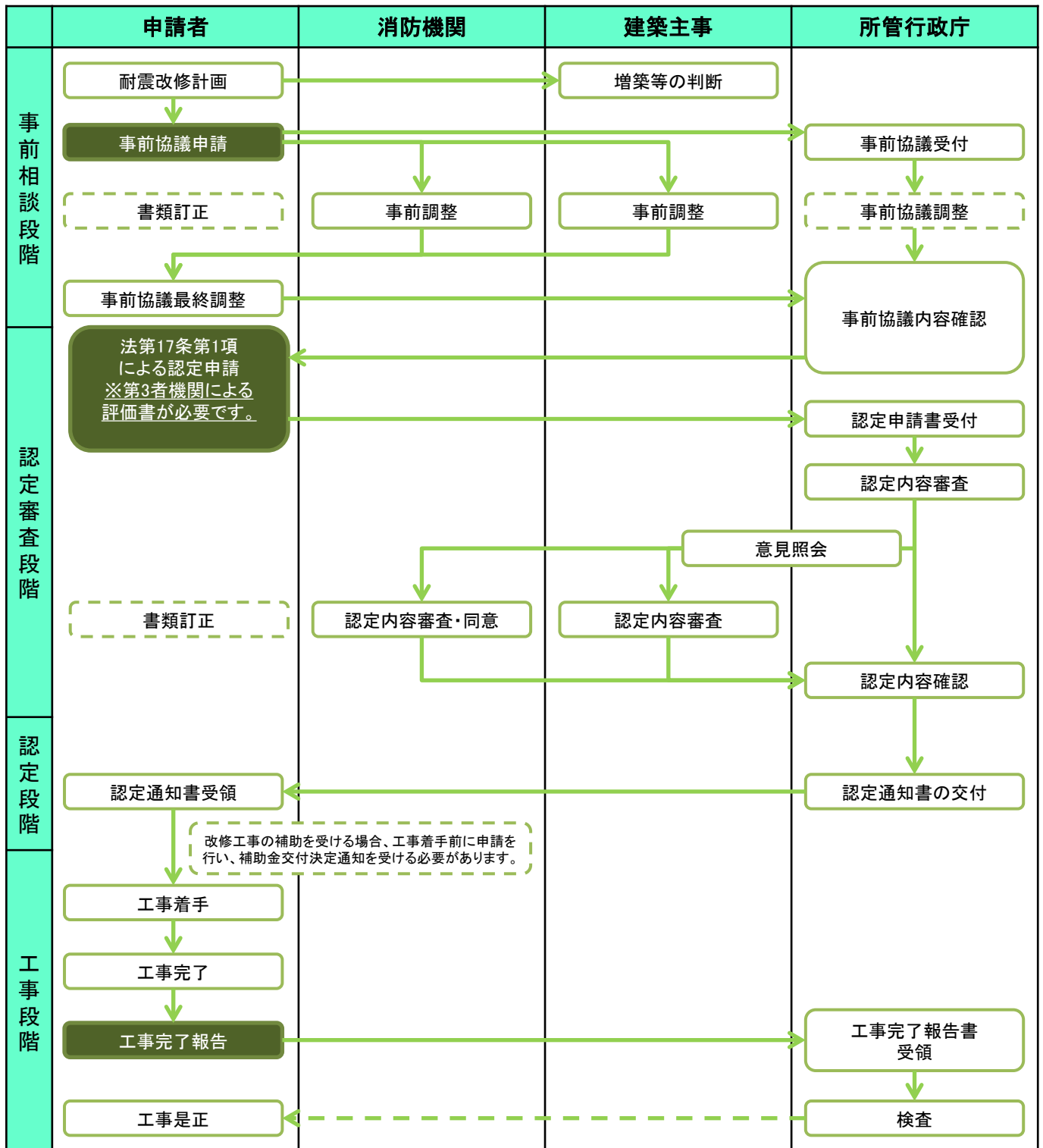


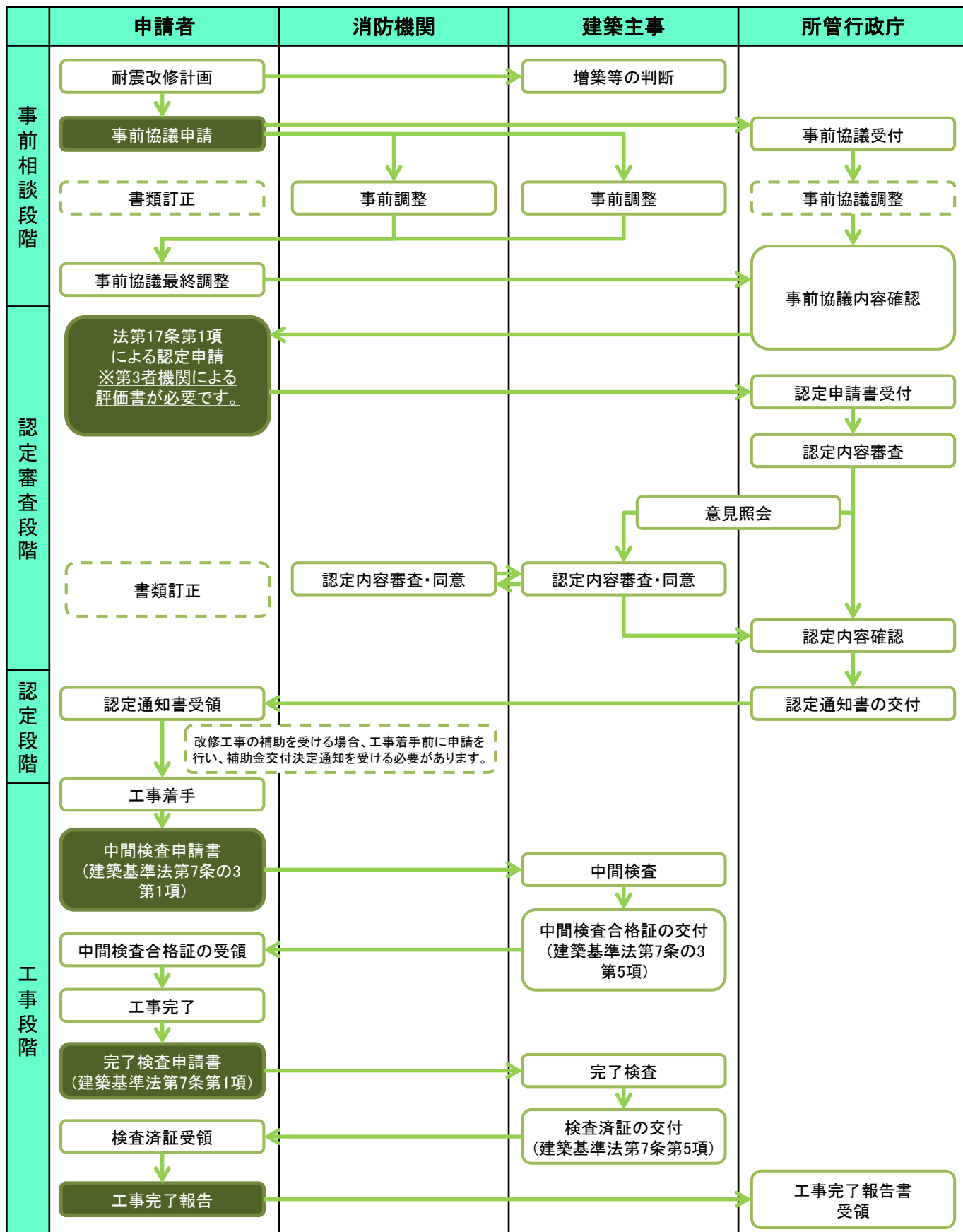
建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条1項に基づく認定手続きフロー (増築等が発生しない場合)



改修工事の補助を受ける場合、工事着手前に申請を行い、補助金交付決定通知を受ける必要があります。

※耐震改修済証を取得する場合、中間・完了検査を受ける必要があります。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条1項に基づく認定手続きフロー (補強工事により増築等が発生する場合)



※中間検査・完了検査については手数料がかかります。また、特定行政庁の許可、他の政令や条例等の相談・手続きが必要になる場合があります。